

パブリック・コメント手続(意見募集)

環境基本条例の見直しについて

意見募集期間

令和7年(2025年)

10月10日(金)～10月31日(金)

お問い合わせ先：環境部環境政策課

電話 046-822-8419(直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

平成8年に制定した環境基本条例については、平成23年に多様化する環境問題や社会経済情勢に対応するために条例改正を行い、その際、条例の運用状況、実施効果等を勘案し、施行後6年以内に見直しを行い、以後5年ごとに条例の見直しを行うことを規定しました。

今回、この見直し規定に基づき検討した結果、次のとおりの対応を検討しています。

このたびのパブリック・コメント手続は、この見直し案について、ご意見を伺うものです。

【目次】

◆環境基本条例の見直しについて	3
◆意見の提出方法	4

○ 環境基本条例の見直しについて

1 条例名

環境基本条例

2 見直しによる対応

見直しの結果、条例の改正を行わないこととします。

(理由)

国内外及び本市の環境施策の動向や、本条例の運用状況及び実施効果について確認した結果、現行条例の運用上の課題は見受けられないため、改正の必要がないと判断しました。

意 見 の 提 出 方 法

1 提出期間 令和7年(2025年) 10月10日(金) から
令和7年(2025年) 10月31日(金) まで

2 宛 先 環境部 環境政策課 計画調査担当

3 提出方法

- (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
(2) 市外在住の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
- ・(市内在学の場合)学校名・所在地
- ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
- ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項

- (3) 次のいずれかの方法により提出してください。

ア 直接持ち込み

- ・環境部環境政策課(横須賀市役所分館5階 19 番窓口)
- ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
- ・各行政センター

イ 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所 環境部環境政策課

ウ ファクシミリ

046-823-0865

エ 電子メール

ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
ご提出いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。